附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

八　衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第二十六号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もつて公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　（略）	**第２条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が衛生検査の受託取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に付属すると認められる経済上の利益は、含まない。	４　この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が衛生検査の受託取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に付属すると認められる経済上の利益は、含まない。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）	⑶　きよう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
⑷　（略）	⑷　（略）
（公正取引協議会）	（公正取引協議会）
第５条　（略）	**第５条**　（略）
２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。	２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもつて構成する。
（違反に対する調査）	（違反に対する調査）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。	３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第８条　公正取引協議会は、第３条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。	**第８条**　公正取引協議会は、第３条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。
２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。
（違反に対する決定）	（違反に対する決定）
第９条　（略）	**第９条**　（略）
２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。	２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。
３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。	３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。
（規則の制定）	（規則等の制定）
第 10 条　（略）	**第 10 条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

九　銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第二号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。